

呉市告示第336号

次の書類は、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明ですので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示します。

なお、この書類は、呉市財務部収納課で保管し、送達を受けるべき者の申出があれば、いつでも交付します。

令和8年9月28日

呉市長 新 原 芳 明

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の指名
差押調書（謄本）、配当計算書、還付通知書及び支出命令書 各1通	有限会社 ヴァルルール

（注） 同条第3項の規定により、同条第2項の規定による措置（電子掲示場並びに市役所掲示場及び支所掲示場への掲示）を開始した日から起算して7日を経過したときは、上記書類の到達があったものとみなします。